

地区計画等の原案に関する意見書

令和7年 月 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

住 所

氏 名

電話番号

白井市まちづくり条例第21条の規定により、意見書を提出します。

地区計画等の名称		印西都市計画復業務施設地区地区計画
権利を有する土地	所在地番	白井市
	権利の種類	
	面積	
意見の要旨 ・ 理由 (具体的に)		

備考

- 1 意見書の提出期間
- 令和7年4月11日（金）から令和7年5月2日（金）まで
- ※持参の場合は、平日8時30分から17時15分まで。
- ※郵送、電子メールの場合は、意見書の提出期間内の必着。
- 2 提出方法
- 持参又は郵送又は電子メールにより白井市都市建設部都市計画課へ提出
- (担当課) 白井市 都市建設部 都市計画課（〒270-1492 白井市復1123番地）
- 電話：047-401-4682（直通） E-mail：toshi-keikaku@city.shiroi.chiba.jp
- 3 注意事項
- (1) 地区計画の原案に関する意見書を提出できる方は、以下の対象者となります。
- ア 地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方。
- イ その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の方。
- (2) 提出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
- (3) 「所在地番」には、権利を有する代表の土地の所在を、「権利の種類」には、権利を有する代表の土地に係る所有権又はその他の権利の内容（地上権、賃借権など）を、「面積」には、権利を有する代表の土地の面積をそれぞれ記入してください。

裏面にもご意見をご記入いただけます。

意見の要旨
・
理由
(具体的に)